

上三川町人事行政の運営の状況

住民の皆さんに町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくため、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、職員の任用、給与、服務や勤務条件などの人事行政の運営状況について公表するものです。

新規採用（平成23年4月1日）及び退職（平成22年度中）の状況

	採用者数	退職者数						
		定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職
一般行政職	12人	8人	3人	0人	0人	0人	0人	0人
技能労務職	0人	3人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

職員数の状況（4月1日現在）

年度	21年度	22年度	23年度
職員数 ※（ ）内数字は対前年度増減数	221人(-1)	217人(-4)	215人(-2)

人件費の状況（平成22年度一般会計、決算）

住民基本台帳人口 (H23年3月末現在)	歳出総額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	前年度の 人件費率
31,672人	10,043,256千円	542,628千円	1,721,181千円	17.1%	16.6%

職員給与費の状況（平成23年度一般会計予算）

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)	前年度の 1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末勤勉	計(B)		
188人	713,307千円	112,758千円	260,143千円	1,086,208千円	5,778千円	6,047千円

職員の平均給料月額及び平均年齢状況（平成23年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
町職員	328,600円	42.5歳	302,100円	51.8歳

その他の職員手当の状況（平成23年4月1日現在）

区分	内容
扶養手当	配偶者：13,000円 扶養親族（配偶者を除く）：1人当り6,500円
住居手当	借家の場合：27,000円を限度に支給（家賃12,000円以下は支給なし）
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合に限る 交通機関利用：月額55,000円を限度に支給 自家用車等を利用した場合：距離に応じ2,000円～24,500円を支給
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 (課長：54,300円 主幹：38,900円 課長補佐・所長：34,600円)
時間外手当	平成22年度 支給総額 34,668,126円
	(一般会計) 職員1人当りの支給月額 17,833円
特殊勤務手当	以下の業務に従事した場合に限り支給する 伝染病防疫作業 作業1日 600円 (平成22年度該当なし)

特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区分	町長	副町長	議長	副議長	議員
報酬等月額	741,000円	589,000円	350,000円	280,000円	255,000円
期末手当	2.95月分（平成22年度支給割合）				

※ 平成17～23年度は、町長・副町長の給料を5%減額しています。（上記は減額後の金額です。）

勤務時間の状況

1週間の 勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土曜日及び日曜日

休暇等

区 分	内 容
年次有給休暇	一年度ごとに20日とし、20日を超えない範囲内で残日数を繰り越すことができる
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特 別 休 暇 (主 な も の)	夏季休暇 : 3日 分べん休暇: 出産予定日の6週間前の日から出産の日まで及び出産した日の翌日から8週間を経過する日までの期間 親族の死亡: 配偶者及び父母=7日 子=5日 祖父母=3日 その他=1日
介 護 休 暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護を行う場合、連続する6月以下で必要な期間
育 児 休 業	子が3歳に達する日までの期間

年次有給休暇の状況 (平成22年4月1日~平成23年3月31日)

総付与日数	総取得日数	全期間在職職員数	1人当たり平均取得日数
7,787日	2,408日	201人	12.0日

▼問い合わせ先=総務課 秘書庶務係 ☎9113

農業用廃プラスチック等回収(分別収集)を実施します。

▼日時 11月8日(火)・9日(水)
午前8時~午後3時

▼内容

8日(火)

- ①農業用ポリエチレン(スーパソーラー・ベジタロン・クリンテート・トーカーエース・ユラックなど)
- ②グリーン、黒マルチなど
- ③灌水チューブ・肥料袋(織った肥料袋とは別に結束する)
- ④ブルーシート(金属部は取除く)・織った肥料袋
- ⑤不織布(バオパオ・ラプシート・パスライトなど)
- ⑥防ひょう・防鳥ネット・寒冷紗
- ⑦農薬空きボトル・空き袋

- ⑧農業用ビニール(クリンエース・キリナイン・ノンキリー)
- ⑨ハイヒット・モヤレス・キリサラバなど)
- ⑩廃パイプハウス
- ⑪育苗箱・あぜ波シート
- ⑫塩ビパイプ ⑬マイカ線
- ⑭塩ビパイプ
- ⑮土壌消毒用空き缶
- ⑯洗浄し、乾燥したもの
- ⑰オイル空き缶
- ⑱上フタを取り、灯油などでよく洗浄し、乾燥させてください。
- ⑲缶の中が確認できるもので20L缶のみ回収します。また、上フタも併せて回収します。

※種類ごとに回収を実施します。必ず①~⑱にそれぞれ分別してください。分別したものを

▼処理負担金 農業用廃プラスチック類、廃パイプハウス
重量負担10円/kg
(100円未満切捨て)
土壌消毒用空き缶
ペール缶 100円/1缶
ただし、小缶は10円/1個
オイル缶 20L缶 100円/1缶

つづら折りにし、同質材のヒモ、または、灌水チューブではずれないよう2カ所を結束し、指定された日に搬入してください。これ以外は、回収することができません。廃プラスチック等に金属等(針金など)がついている場合は必ず取り除いてください。

▼場所 1 JAつつのみや上三川 野菜集荷所(上蒲生378番地)

●産業振興課 農産園芸係 ☎91138
●JAつつのみや上三川野菜集荷所 ☎6688

9日(水)

- ⑧農業用ビニール(クリンエース・キリナイン・ノンキリー)

▼場所 1 JAつつのみや上三川 野菜集荷所(上蒲生378番地)

●産業振興課 農産園芸係 ☎91138